

「第3次みやぎ震災対策アクションプラン」の概要

1 位置付け

- 「震災対策推進条例」に定める「震災対策事業計画」
- 「新・宮城の将来ビジョン」及び「宮城県国土強靱化地域計画」に関する取組のうち、主に地震・津波対策に関連した部門別計画
- 県地域防災計画〔地震災害対策編・津波災害対策編〕に定める減災目標の達成に向けた県の取組を体系化したもの

2 計画期間

- 令和6年度～令和15年度の10年間（県地域防災計画における減災目標の期間と一致）

R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	
第Ⅰ期			中間評価	第Ⅱ期			中間評価	第Ⅲ期		最終評価
■ 第Ⅰ期(R6～R9):減災目標の達成に向けた主要事業の実施に重点的に取り組む期間(スタンドアップ) ■ 第Ⅱ期(R10～R12):社会情勢や県内のニーズに応じ、個別プロジェクトの見直しに重点的に取り組む期間(ステップアップ) ■ 第Ⅲ期(R13～R15):目標達成に必要な数値に応じ、事業全体のコントロールに取り組む期間(フォローアップ)										

図1 計画期間のロードマップ

3 特色

- 震災後初のアクションプランとして、これまでの取組みを踏まえつつ、さらなる防災対策を推進
- 地震被害想定調査の結果を踏まえて設定した減災目標の達成に向け、具体的な取組を可視化し、施策等の進捗管理を3期に分けて評価を実施
- 二次災害・複合災害への対策に加え、災害関連死の防止に関する取組等も位置付け(地震火災や原子力災害への対応、災害ケースマネジメントの強化)

4 基本的な考え方

- 地域防災計画に定める「地震・津波による被害の最小化」を基本方針（最終目標）とし、被害想定等を踏まえた2つの減災目標を本プランの目標に設定
- ハード・ソフトの組み合わせによる事前対策に加え、発災直後の応急対策やその後の復旧・復興対策について総合的に対策を推進

基本方針

地震・津波による被害を最小化

（宮城県地域防災計画 総則）

期限を定めた目標を設定（国の目標※を踏まえ設定）

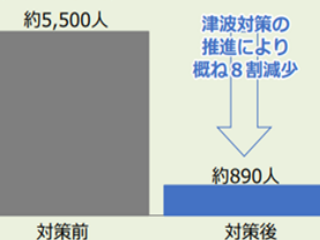
※日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画(R4)及び同地震防災戦略(H20策定、上記計画策定によりR4廃止)

目標①

最大クラスの津波をもたらす地震により

想定される死者数を

今後10年間で概ね8割減少させる。
（令和6年度～15年度）



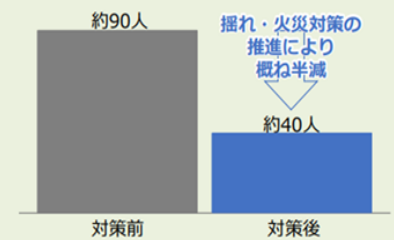
東北地方太平洋沖地震による死者数

目標②

宮城県沖地震(連動型)により

想定される死者数を

今後10年間で概ね半減させる。
（令和6年度～15年度）



宮城県沖地震(連動型)による死者数

図2 地震被害想定調査における今後の防災対策・減災目標

「第3次みやぎ震災対策アクションプラン」の概要

5 施策目標と施策の柱(施策構成の概要)

事前防災	1 地域の防災力の向上	I 防災意識の高揚 ウェブ等を活用した地震・津波防災に関する意識啓発、感震ブレーカーの普及啓発 等
	2 地震・津波に強いまちづくりの推進	II 防災体制の強化 北海道・東北8道県相互応援に関する協定等の運用・実施を通じた連携体制の強化、地震被害想定調査結果の活用 等 III 耐震化の推進・適切な維持管理 木造住宅の耐震化促進に向けた普及啓発、多数の者が利用する建築物の耐震化・長寿命化等の取組 等 IV 地震や津波に強い施設づくり 災害に強いまちづくりを支える各種事業の支援、水門・陸閘自動閉鎖システムの運用 等
事後防災	3 災害応急対策の推進	V 応急体制の確立 宮城県総合防災情報システム(MIDORI)のシステム機能の維持管理、複合災害時の応急対策への備え(各種訓練の企画・実施等) 等 VI 避難行動・避難生活の支援体制の充実 沿岸市町における津波避難計画の策定支援等、災害ケースマネジメントに関する取組の推進 等 VII 応急物資等の確保 災害時応援協定等に基づく食料・生活必需品の確保体制の整備等、家庭内備蓄や事業所内備蓄の促進 等
	4 災害後の復旧・復興対策の推進	VIII 被災者の迅速な生活再建への支援 被災者生活再建支援金の支給等、災害廃棄物処理計画の策定支援 等

6 進捗管理等(フォローアップと改訂)

- 全体を3期に分け、中間評価・最終評価を実施しながら減災目標の達成を目指す
- 計画については、PDCAサイクルに沿って定期的にその進捗状況を管理し、フォローアップ等を実施

7 その他

- 掲載事業については、毎年度ごとに関係部局庁に照会の上、内容の修正・更新を行う